

清川村高等学校等入学者学習用端末購入費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和4年度神奈川県立高等学校入学者から高等学校で使用する学習用端末（以下「端末」という。）を個人で購入する制度が開始されることに伴い、高等学校等へ入学する際に必要となる端末購入費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(補助対象)

第2条 清川村において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に登録され、入学する高等学校等から学習に必要な学用品として端末の購入を求められている生徒の保護者（以下「保護者」という。）

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象となる生徒一人対し、端末購入費の2分の1の額を補助するものとする。ただし、その額は45,000円を限度とする。

2 他から端末の購入費の補助を受けている保護者は、重複して補助金を受給することができない。

(交付申請及び決定)

第4条 前条第1項による補助を受けようとする保護者は、清川村高等学校等入学者学習用端末購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次のものを添付し清川村教育委員会（以下「教育委員会」という。）に高等学校等へ入学した翌年2月末までに教育委員会に申請するものとする。

ただし、高等学校等から端末の貸与を受けている保護者はその期間、補助金の申請をすることはできない。

(1) 学生証の写し

(2) 端末の購入金額がわかる領収書等

(3) 入学する高等学校等が端末の購入について示した書類

(4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項に規定する申請があったときは、教育委員会は内容を審査し、村長が清川村高等学校等入学者学習用端末購入費補助金決定通知書（第2号様式）により補助金の交付を決定する。

(補助金交付方法)

第5条 補助金の交付は、前条の決定の後、申請者の請求に基づき、申請者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法で行うものとする。

(補助金交付の停止及び決定の取消)

第6条 村長は、生徒が次の各号の事由に該当した事を確認した場合は、補助金の交付を停止または交付決定を取り消すものとする。

- (1) 停学となったとき
 - (2) 退学したとき
 - (3) 補助金の交付を辞退したとき
 - (4) 高等学校等へ入学した年度中に村外へ転出したとき
 - (5) 偽りその他の不正手段により補助金の交付を受けたとき
- 2 村長は、前項の事由を確認したときは、補助金を受けた保護者から交付した金額の全部を返還させることができる。

(連絡等)

第7条 補助金交付決定の後、生徒または保護者に関して異動が生じた場合には、保護者は速やかに教育委員会へその旨を連絡しなければならない。

- 2 保護者は、教育委員会より補助金の交付決定の内容について、報告を求められた場合、速やかに報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。